

3 高齢者施設等

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)

介護保険施設を除いた高齢者施設等については、健全な経営の確保、利用者保護及びサービスの質の向上の視点に立って、施設運営の適正化と感染症や食中毒の発生防止など安全対策の徹底に重点を置いて、実地指導を実施しています。

養護老人ホームは、65歳以上であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を区市町村の措置により入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う施設で、東京都は27の施設を対象に、老人福祉法第18条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設で、東京都は127の施設を対象に、社会福祉法第70条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

有料老人ホームは、高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上の必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設で、東京都は826の施設を対象に、老人福祉法第29条第11項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

サービス付き高齢者向け住宅は、安否確認や生活相談等の生活支援サービスを提供するバリアフリー構造の高齢者向け住宅で、東京都は330か所を対象に、介護保険法第24条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「住まい法」という。)第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

本報告書に記載されているサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は、指導監査部(介護保険法及び住まい法に基づく実地指導)と住宅政策本部住宅企画部(住まい法に基づく実地指導)が合同で実施したものです。

(1) 令和元年度 検査実施状況

高齢者施設等については、全体の17.6%に当たる230施設等に対して実地指導を行いました。

また、799施設に対して集団指導を行いました。

ア 実地指導

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
養護老人ホーム ※1	27	9	4	33.3%
軽費老人ホーム ※1	127	41	22	32.3%
有料老人ホーム ※1	826	125	59	15.1%
サービス付き 高齢者向け住宅 ※1 ※2	330	55	11	16.7%
計	1,310	230	96	17.6%

※1 上記の養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅は特定施設入居者生活介護事業（介護予防含む）を含んだ数である。

※2 上記のサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は指導監査部と都市整備局住宅政策推進部と合同で実施した数であり、文書指摘数は指導監査部のみの数である。

イ 集団指導

種別	参加施設数	主な内容
有料老人ホーム	799	・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項

区市町村が主催する集団指導への講師派遣を含む。

(2) 主な指摘事項

ア 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

実地指導を行った9施設のうち、4施設が何らかの文書指摘を受けています。その4施設のうち、3施設が「身体的拘束等の適正化を図ること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
➤ 身体的拘束等の適正化を図ること。 ◇ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が3月に1回以上開催されていない。 (都養護条例第17条第6項、都養護規則第6条第1号、都養護要領14(4))	3

➤ 人員基準等を遵守した職員配置を行うこと。	2
◇ 常勤の看護職員を配置していない。 (都養護条例第4条第5号、都養護規則第3条第1項第5号)	
➤ その他	4 (延べ)
◇ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策を講じること。 等	
合計(延べ)	9

【根拠法令等】

* 都養護条例

＝平成24年3月30日東京都条例第39号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」

* 都養護規則

＝平成24年3月30日東京都規則第43号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

* 都養護要領

＝平成24年10月16日付24福保高施第1311号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する施行要領」

イ 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

実地指導を行った41施設のうち、22施設が何らかの文書指摘を受けています。その22施設のうち、12施設が「身体的拘束等の適正化を図ること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 身体的拘束等の適正化を図ること。	12
◇ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が3月に1回以上開催されていない。 (都軽費条例第18条第5項、都軽費規則第8条第1号)	
➤ 事故の発生及び再発を防止するため、必要な措置を講じること。	7
◇ 従業者に対し、事故の発生及び再発を防止するための研修を実施していない。 (都軽費条例第31条1項、都軽費規則第10条第1項第4号、都軽費要領第1の25(4))	

➤ 災害対策を十分に行うこと。 ◇ 夜間若しくは夜間を想定した避難訓練を実施していない。 (都軽費条例第32条、消防法施行令別表1(6)、消防法施行規則第3条第10項、社施第121号(4)、社施第107号6(1))	6
➤ その他 ◇ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策を講じること。 等	18 (延べ)
合計(延べ)	43

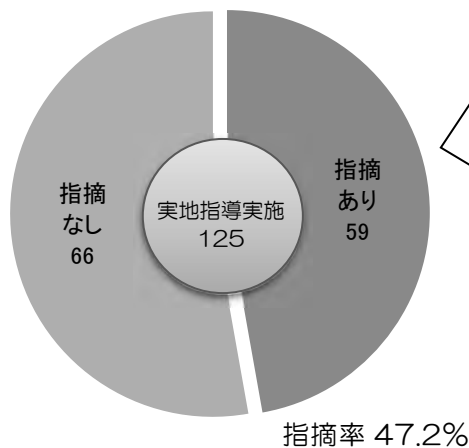
【根拠法令等】

- * 社施第121号
＝昭和58年12月17日付社施第121号「社会福祉施設における防災対策の強化について」
- * 社施第107号
＝昭和62年9月18日付社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
- * 消防法施行令
＝昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」
- * 消防法施行規則
＝昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」
- * 都軽費条例
＝平成24年10月11日東京都条例第114号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都軽費規則
＝平成24年10月11日東京都規則第137号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 都軽費要領
＝平成25年4月3日24福保高施第2452号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び規則施行要領」

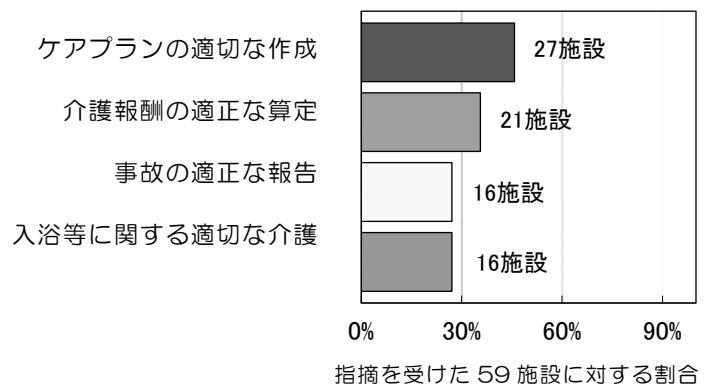
ウ 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

実地指導を行った125施設のうち、59施設が何らかの文書指摘を受けています。その59施設のうち、27施設が「特定施設サービス計画を適切に作成すること」について指摘されています。

文書指摘状況（施設数）



文書指摘内訳（上位4項目）



指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 特定施設サービス計画を適切に作成すること。 ◇ 利用者の心身の状況に応じた、個別具体的な計画になっていない。 （都居宅条例第220条、都居宅要領第3の10の3(1)） ◇ 特定施設サービス計画の原案の内容について、説明・同意・交付の一連の行為が遅延している。 （都居宅条例第220条、都居宅要領第3の10の3(1)）	27
➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。 ◇ 医療機関連携加算について、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から情報提供の受領の確認を得ていることが記録により確認できない状況にもかかわらず、算定している。 （厚告第19号別表10注10、老企第40号第2の4(10)、厚労告第127号別表8注6、老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号別紙1第2の9(7)）	21
➤ 事故報告を適正に行うこと。 ◇ 報告すべき事故について、都又は区市町村に事故報告を行っていない。 （都有料設置指針12(9)）	16

➤ 入浴等に関し、適切な介護を行うこと。 ◇ 1週間に2回以上の入浴又は清しきを実施していない。 (都居宅条例第228条第2項、都予防条例第220条第2項、都居宅要領第3の10の3(8)②及び第4の3の8(3)②)	16
➤ その他 ◇ 事故の発生及び再発を防止するため、必要な措置を講じること。 等	120 (延べ)
合計(延べ)	200

【根拠法令等】

* 厚告第19号

＝平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

* 老企第40号

＝平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

* 厚労告第127号

＝平成18年3月14日厚生労働省告示第127号「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

* 老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号

＝平成18年3月17日付老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

* 都居宅条例

＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

* 都予防条例

＝平成24年10月11日東京都条例第112号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」

* 都居宅要領

＝平成25年3月29日付24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

* 都有料設置指針

＝平成14年11月1日付14福高施第611号「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」

エ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護を含む)

実地指導を行った55施設のうち、11施設が何らかの文書指摘を受けています。その11施設のうち、3施設が「全ての職員に高齢者虐待防止等に係る研修を実施し、その記録を保存すること」及び「安否確認を1日1回以上行い、記録を残すこと」について指摘されています。

(3) 指導事例

ア 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

(人員基準等を遵守した職員配置を行うこと。)

- 養護老人ホームにおいては、看護師又は准看護師(以下、「看護職員」という)の配置は、常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上としなければなりません。
また、1人以上は常勤の者でなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、常勤の看護職員を配置していないため、配置基準を満たしていない月が見受けられました。
- このような事例に対して都は、早急に常勤の看護職員を配置するよう指導しています。

【根拠法令等】

- *平成24年3月30日東京都条例第39号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第4条第5号
- *平成24年3月30日東京都規則第43号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第3条第1項第5号

イ 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

(事故の発生及び再発を防止するため、必要な措置を講じること。)

- 軽費老人ホームにおいては、事故発生防止のための指針に基づいた研修プログラムを作成し、従業者に対し定期的な研修(年2回以上)を行わなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、従業者に対する事故発生防止のための研修が実施されていない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、事故発生防止のための定期的(年2回以上)な研修を実施し、研修内容を記録するよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

- *平成24年10月11日東京都条例第114号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第31条第1項
- *平成24年10月11日東京都規則第137号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第10条第1項第4号
- *平成25年4月3日24福保高施第2452号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び規則施行要領」第1の25(4)

ウ 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

(特定施設サービス計画を適切に作成すること。)

- 指定特定施設入居者生活介護事業者においては、特定施設サービス計画（以下「計画」という。）の作成に当たっては、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者を支援する上で解決すべき課題を把握（アセスメント）しなければなりません。

また、当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとしなければなりません。

- しかしながら、東京都の实地指導において、利用者の有する能力に基づく課題の分析が十分ではなく、利用者ごとの解決すべき課題を踏まえた特定施設サービス計画の内容となっていない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、計画の作成に当たっては、必要な情報を得られるよう十分にアセスメントを行い、利用者の課題や希望をふまえた具体的な内容とするよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第220条

*平成25年3月29日付24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第3の10の3(1)

(介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。)

- 指定特定施設入居者生活介護事業者においては、平成30年度介護報酬改定に伴い、身体的拘束等の適正化のための指針の整備などが義務付けられました。次に掲げる措置をいずれかでも講じていない場合、身体拘束の有無にかかわらず、減算の対象となります。

- 1 身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

- しかしながら、東京都の実地指導において、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を、開催したことが確認できる記録がなく、かつ、3月に1回以上開催していなかった事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、基準を遵守するとともに、都へ計画書及び報告書等を提出し、身体拘束廃止未実施減算を行うよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- *平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第227条第4項、第5項及び第6項
- *平成24年10月11日東京都規則第141号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第59条の2
- *平成24年10月11日東京都条例第112号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」第212条第3項
- *平成24年10月11日東京都規則第142号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則」第55条の2
- *平成25年3月29日付24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の十の3(7)②
- *平成11年3月31日厚生省令第37号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第183条第5項、第6項
- *平成18年3月14日厚生労働省令第35号「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第239条第3項
- *平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の4(4)

エ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護を含む。)

(状況把握サービス(安否確認)を1日1回以上行い、記録を残すこと。)

- サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者は、入居者に対して1日1回以上の状況把握サービス(安否確認)を行わなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、1日1回以上の安否確認した記録が確認できない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、住宅として安否確認を1日1回以上行い、記録するよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

- *平成13年4月6日法律第26号「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第18条、第19条
- *平成23年8月12日厚生労働省・国土交通省令第2号「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」第11条第2号、第21条第1項3号
- *平成21年12月10日21福保高在第346号「高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針」第2-2-(2)